

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年9月12日（平成29年（行個）諮問第143号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行個）答申第196号）

事件名：行政評価局行政相談業務室から本人宛ての特定日付け回答文書等の不
訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政相談業務室（総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室（当時。現総務省行政評価局行政相談管理官室）を指す。以下同じ。）から審査請求人宛ての特定年月日A付け回答文書」（以下「本件回答文書」という。）及び「相談対応票（特定受付番号）」（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年7月31日付け総評相第113号により総務大臣（以下「総務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

（2）意見書（添付資料省略）

ア 理由説明書・趣旨1

相談対応票に貸金庫規定（ひな形）を教えたという記載はないし、聞いていない。

イ 理由説明書・趣旨2

相談対応票によれば、代理人が貸金庫を開扉できることを再度丁寧に説明した。とあり、メールアドレスについて記載はない。2年後に書簡で教えるまで放置していた。

ウ 理由説明書・趣旨 3

(ア) 行政相談業務室の主張要約

特定年月日 B 時点 一般業務サービスとして、調べて伝えることができる。

相談事案処理後の状況変化を踏まえて

特定年月日 C 時点 法令に規定がないため申出人への通知を行っていない。

(イ) 事実は、

特定年月日 B 法令に規定がないため申出人への通知を行っていない。

特定年月日 D 札幌法務局のメール 申出人に、その結果のみ通知する。

特定年月日 E 行政相談業務室で受付 特定職員 A は札幌法務局に照会せずに通知を行わないと回答したので処分してほしい。

特定年月日 C 行政相談業務室のメール

① 審査請求人のお申出については、特定年月日 B 札幌法務局民事行政部総務課に照会（電話）した上で、同日、同課からの回答（法令に規定がないため申出人への通知を行っていない）を審査請求人に伝えており、職員個人の判断で根拠のない回答を行ったものではありません。

② また、札幌法務局は、本件に係る当局への上記①の回答後に、「申出人に対し、その結果をお知らせしないことは行政サービス上の観点から好ましくないと判断し、今後の取扱いとして、その結果のみ通知することとする」として、これまでの対応を変更しており、審査請求人のお申出については一定の改善が図られたものと承知しています。

エ 理由説明書・趣旨 3

札幌法務局では、行政相談所綴に保管している。

特定年月日 F 札幌法務局特定職員 B の証言

記録がないとは、特定職員 C、特定職員 D、特定職員 E は回答していないが、他の職員が一般的な話として懲戒処分の有無について問合せがあれば、その結果を調べて伝えることができると回答した可能性を否定できないため、「札幌法務局は回答した事実はない」ではなく「札幌法務局に記録がない」としたものである。

結論 特定職員 A は札幌法務局に問合せをしていない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成 29 年 6 月 30 日付けで、処分庁に対して、法 28 条 1 項の規定に

基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報について、事実と相違すると判断できる具体的な根拠がないことから、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年7月31日付けで、当該保有個人情報を訂正しない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同年8月5日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、本件回答文書及び本件相談対応票に記録された保有個人情報である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記2の保有個人情報について、保有個人情報訂正請求書のとおり訂正することを求めている。

保有個人情報訂正請求書に記載された審査請求人の主張（訂正請求の趣旨及び理由）は、別紙のとおりである。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

本件回答文書及び本件相談対応票は、関係する行政相談事案等の記録を確認した上で作成したものであり、審査請求人が削除又は訂正を主張する記述の部分も北海道管区行政評価局等の記録及び同局に確認した結果に基づくものである。

審査請求人の主張する訂正請求の趣旨及び理由に沿って説明すれば、以下のとおりである。

ア 趣旨1及び理由1について

行政相談業務室は、審査請求人から特定年月日Gに文書による行政相談を受け付け、特定年月日Hに北海道管区行政評価局に事実関係を確認しており、同局が審査請求人に対し、特定年月日Iに趣旨1にある国税庁ホームページの情報を参考まで知らせた事実はあるとの回答を得ている。

また、審査請求人が北海道管区行政評価局に問い合わせた日付については、振替休日であった特定年月日Jに送信された申出メールを、翌開庁日である特定年月日Kに受理したものである。

以上、当該記載事実が虚偽であるとの審査請求人の主張を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が示されているとは認められない。

イ 趣旨2及び理由2について

北海道管区行政評価局作成の相談対応票（特定年月日K受付）によれば、特定年月日Iに審査請求人に対し説明を行っており、受け付けた相談の対応を2年間放置していたという事実はないことから、

削除の必要はない。

また、特定年月日Lの行政相談業務室からの回答において、論文のURLを伝えているが、参考情報として伝えたものであり、特定年月日Mの回答は、北海道管区行政評価局の職員が貸金庫の法的性質について審査請求人に説明したことを否定するものではない。

以上、当該記載事実が虚偽であるとの審査請求人の主張を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が示されているとは認められない。

ウ 趣旨3及び理由3について

北海道管区行政評価局作成の相談対応票（特定年月日B受付）によれば、同局は札幌法務局に照会した上で審査請求人に回答しており、行政相談業務室は特定年月日Nに北海道管区行政評価局に連絡し、同局職員が札幌法務局に照会の上、審査請求人に回答したことを確認している。

また、特定年月日Cの行政相談業務室からのメールは、北海道管区行政評価局の相談事案処理後の状況変化を踏まえて作成されたものであり、当該メール発出時点でメール内容に誤りはない。

なお、札幌法務局に北海道管区行政評価局に回答した記録がないことについては、札幌法務局の文書管理の問題である。

以上、当該記載事実が虚偽であるとの審査請求人の主張を裏付ける明確かつ具体的な根拠等が示されているとは認められない。

(2) 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求に理由があるとは認められず、不訂正とした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月16日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成30年2月2日 | 審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し開示決定した本件回答文書及び本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙のとおり、特定の文言の訂正を求めるものであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のと通りの訂正を求めているが、諮問

庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

（１）訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法２７条１項において、同項１号ないし３号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

（２）訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法１２条１項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法２７条１項１号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

イ 本件対象保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人が総務大臣宛ての書簡により特定職員Ｆが虚偽の回答をしたので懲戒処分をしてほしいとの相談を行ったことに対する行政相談業務室から審査請求人宛ての回答文書（本件回答文書）及び当該相談の処理状況等を記録した相談対応票（本件相談対応票）であり、そのうち本件対象訂正部分は、

（ア）「当室が北海道管区行政評価局に確認した結果、特定年月日Ⅰの同局からあなた様への説明では、国税庁ホームページに掲載されている「貸金庫の内容物に対する滞納処分」と題する論文の参考資料として、全国銀行協会制定の「貸金庫規定（ひな型）」が掲載されていることを参考までにお知らせした事実はあるとの説明を受け回答しています。」

（イ）「特定年月日Ⅱ付け当室からの回答には、あなた様からの相談内容が「北海道管区行政評価局が特定年月日Ⅲに受け付けた相談の対応を２年間放置していた」との内容であったため、当該案件について北海道管区行政評価局があなた様に対して概要説明を行っている旨をお伝えしたものです。」

（ウ）「当室が北海道管区行政評価局に確認した結果、同局が特定年月日Ⅳに札幌法務局民事行政部総務課に照会（電話）した上で、同課からの回答（法令に規定がないため申出人への通知を行っていない）をあなた様に伝えており、職員個人の判断で根拠のない回答を行ったものではないとの説明を受け回答しています。」

との記載部分（以下、順に「本件対象訂正部分1」ないし「本件対象訂正部分3」という。）であると認められる。

ウ 当審査会において、諮問書に添付された本件回答文書及び本件相談対応票（写し。以下同じ。）を確認したところ、本件対象訂正部分1ないし本件対象訂正部分3（本件対象訂正部分）には、審査請求人からの上記イの相談について、行政相談業務室において記録を確認した結果に基づいて同室から審査請求人に回答した内容がそれぞれ記載されていると認められることから、本件対象訂正部分に記載された内容は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(1) 本件対象訂正部分1（別紙の請求事項1に係る部分）について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の4（1）アのとおり。

イ 検討

(ア) 請求事項1は、本件対象保有個人情報中の本件対象訂正部分1を削除することを求めるものである。

そして、当審査会において、本件対象保有個人情報中の本件対象訂正部分1を確認したところ、当該部分は、特定年月日Iに北海道管区行政評価局から審査請求人に説明した内容について、行政相談業務室が確認した結果に基づいて審査請求人に回答した内容を記載した部分であると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項1に関し、相談対応票によれば、特定年月日Iの北海道管区行政評価局から審査請求人への説明では「代理人が貸金庫を開扉できることを再度、丁寧に説明した。」ことになっており、国税庁ホームページ上に掲載されている「貸金庫の内容物に対する滞納処分」と題する論文は、特定年月日Pに既に教えられていたなどとして、上記（ア）のとおり削除すべき旨主張するが、

本件対象訂正部分 1 に記載された内容が、特定年月日 I に同局から審査請求人に実際に説明した内容と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(2) 本件対象訂正部分 2 (別紙の請求事項 2 に係る部分) について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第 3 の 4 (1) イのとおり。

イ 検討

(ア) 請求事項 2 は、本件対象保有個人情報中の本件対象訂正部分 2 を削除することを求めるものである。

そして、当審査会において、本件対象保有個人情報中の本件対象訂正部分 2 を確認したところ、当該部分は、特定年月日 J に審査請求人が北海道管区行政評価局に対して行った相談への対応について、行政相談業務室が確認した結果に基づいて審査請求人に回答した内容を記載した部分であると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項 2 に関し、相談対応票によれば、北海道管区行政評価局は、代理人が貸金庫を開扉できることを再度丁寧に説明したとあり、2 年後の特定年月日 L に国税庁ホームページ上の論文「貸金庫の内容物に対する滞納処分」のアドレスを教えてきたなどとして、上記(ア)のとおり削除すべき旨主張するが、本件対象訂正部分 2 に記載された内容が、特定年月日 J に審査請求人が同局に対して行った相談について、同局が実際に行った対応と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(3) 本件対象訂正部分 3 (別紙の請求事項 3 に係る部分) について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第 3 の 4 (1) ウのとおり。

イ 検討

(ア) 請求事項 3 は、本件対象保有個人情報中の本件対象訂正部分 3 を、

「札幌法務局民事行政部総務課に対して、通報者からの処分の有無について照会することができるか否か確認したところ、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨の回答を得た。」に訂正することを求めるものである。

そして、当審査会において、本件対象保有個人情報中の本件対象訂正部分3を確認したところ、当該部分は、特定年月日Bに北海道管区行政評価局から審査請求人に説明した内容等について、行政相談業務室が確認した結果に基づいて審査請求人に回答した内容を記載した部分であると認められる。

(イ) 審査請求人は、請求事項3に関し、平成28年(行個)諮問第52号の答申書・裁決書で、相談対応票の記載が正しく、特定年月日Cの行政相談業務室メールの記載が誤りということになっており、札幌法務局には、特定職員Aから照会を受けて、その回答をした記録は存在しないなどとして、上記(ア)のとおり訂正すべき旨主張する。しかしながら、平成28年(行個)諮問第52号の答申書(平成28年度(行個)答申第98号)は、北海道管区行政評価局が作成した特定年月日Bの審査請求人からの相談に係る相談対応票に記録された保有個人情報の訂正請求につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした同局の決定を妥当としたものにすぎず、これにより、同日の審査請求人からの相談への対応について、行政相談業務室が同局に確認した内容を記載した特定年月日Cの行政相談業務室からのメール及び本件対象訂正部分3が誤りであるとまで認められるわけではない。また、札幌法務局に特定職員Aから照会を受けて回答をした記録が存在しないことから、直ちに特定職員Aが同局に照会を行っていないとまで認められるものではない。

そうすると、審査請求人は、本件対象訂正部分3に記載された内容が、特定年月日Bに北海道管区行政評価局から審査請求人に実際に説明した内容等と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(ウ) したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

請求事項 1

ア 趣旨 1

「当室が北海道管区行政評価局に確認した結果、特定年月日 I の同局からあなた様への説明では、国税庁ホームページに掲載されている「貸金庫の内容物に対する滞納処分」と題する論文の参考資料として、全国銀行協会制定の「貸金庫規定（ひな型）」が掲載されていることを参考までにお知らせした事実はあるとの説明を受け回答しています。」を削除せよ。

イ 理由 1

相談対応票によれば、特定年月日 I の同局からあなた様への説明では「代理人が貸金庫を開扉できることを再度、丁寧に説明した。」ことになっているから。

「貸金庫の内容物に対する滞納処分」と題する論文は、特定年月日 P に既に教えている。特定年月日 I には、この論文を根拠に代理人が開扉できるという内容を再度丁寧に説明しているから。

行政相談業務室のメールによれば、特定年月日 K に審査請求人から改めて問合せがあり、その回答と称しているが、特定年月日 K に問合せをしたという事実はない。また、相談対応票では、特定年月日 J に「国税庁のHPのアドレスを教えてください」という問合せであり2年間アドレスを教えなかった。いずれにしても特定年月日 K ではない。

請求事項 2

ア 趣旨 2

「特定年月日 O 付け当室からの回答は、あなた様からの相談内容が「北海道管区行政評価局が特定年月日 J に受け付けた相談の対応を2年間放置していた」との内容であったため、当該案件について北海道管区行政評価局があなた様に対して概要説明を行っている旨をお伝えしたものです。」を削除せよ。

イ 理由 2

相談対応票によれば、北海道管区行政評価局は、代理人が貸金庫を開扉できることを再度丁寧に説明したとある。特定年月日 M のメールで、特定職員 A が論文「貸金庫の内容物に対する滞納処分」の URL をあなた様に伝えたという事実もございません。また、特定職員 G の主張について、「特定職員 A は、検索ワード「貸金庫 国税庁」審査請求人に教えた」とする記録はありません。となっており、国税庁のHPについて概要説明を

したことを否定している。2年後の特定年月日L付け行政相談業務室「お申出の件について」で<https://>・・・とアドレスを教えてきたから。

請求事項3

ア 趣旨3

「当室が北海道管区行政評価局に確認した結果、同局が特定年月日Bに札幌法務局民事行政部総務課に照会（電話）した上で、同課からの回答（法令に規定がないため申出人への通知を行っていない）をあなた様に伝えており、職員個人の判断で根拠のない回答を行ったものではないとの説明を受け回答しています。」を「札幌法務局民事行政部総務課に対して、通報者からの処分の有無について照会することができるか否か確認したところ、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨の回答を得た。」に訂正せよ。

イ 理由3

平成28年（行個）諮問第52号の答申書・裁決書で、相談対応票の記載が正しく、特定年月日Cの行政相談業務室メールの記載が誤りということになったから。

札幌法務局には、特定職員Aから照会を受けて、その回答をした記録は存在しないから。